

松山市乳児等通園支援事業実施要綱(案)

(通則)

第1条 松山市乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)については、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について」(令和7年3月31日こ成保第257号)の別紙に定める「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱」(以下「国要綱」という。)及び「松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例案」(以下「条例案」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(実施方法)

第3条 この事業は一般型、余裕活用型いずれかの形態で実施するものとする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、松山市内において、次に掲げる施設を運営している者とする。

- (1)認可保育所
- (2)幼稚園
- (3)認定こども園
- (4)地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)

(対象となるこども)

第5条 事業の対象は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び企業主導型保育施設等を利用していない、松山市内に居住している生後6か月から満3歳未満のこどもとする。

(実施の要件)

第6条 事業を実施する事業所(以下「実施事業所」という。)は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1)松山市内に所在する認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所であること。
- (2)一般型は事業に必要なスペースを確保していること。

- (3) 余裕活用型は実施施設の在園児数が利用定員総数に満たない保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で実施すること。
- (4) 一般型、余裕活用型ともに、事業の利用定員数を設けること。
- (5) 一般型については1日の利用定員数は実施事業所の定員とは別に設けること。
- (6) 余裕活用型については、利用定員数と在園児数との差の範囲で利用定員を設定すること。

(事業実施日及び事業実施時間)

第7条 事業実施者は週に1回以上事業を実施するものとする。曜日は問わない。

2 事業実施者は事前に定めた事業実施日以外の日で事業を実施しない日を設ける場合は事前に保護者の同意を得ること。

3 事業実施時間は保護者の利便性等を考慮したうえで、事業実施者が設定する。

(事業の認可申請)

第8条 事業の認可申請は「乳児等通園支援事業認可申請書」によらなければならない。

(事業実施内容の変更)

第9条 事業実施者は、認可申請書に記載した事項に変更がある場合は、児童福祉法施行規則に基づき、「乳児等通園支援事業変更届出書」により、市長に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第10条 事業実施者が事業を休止または廃止しようとする場合は、「乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書」によらなければならない。

2 事業実施者は事業を休止または廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(事業利用時間)

第11条 対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。

(利用申込み及び申込み受付)

第12条 保護者は、利用にあたっては、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、事業実施者に事前に利用申込みを行うものとする。

2 事業実施者は、利用定員数の範囲内において利用の申込みがあった場合には、こどもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により受入れが困難である場合は、この限りではない。

3 定員を超える申し込みがあった場合の利用者決定は、各利用者の利用状況を考慮するな

ど、出来るだけ利用者間で公平な利用となるよう努めること。

(費用負担金額)

第13条 事業実施者は、事業の実施にあたっては、対象こども1人1時間あたりを単位とした保護者負担金額(以下「利用料」という。)を設定すること。

2 前項の規定により、保護者に利用料の負担を求める場合は、別表1に定める金額を上限として、事業実施者が定めるものとする。

3 30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出すること。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用料のうち別表2に定める金額まで減免すること。

(1)生活保護世帯

(2)住民税非課税世帯

(3)市町村民税所得割合算額が7万7,101 円未満の世帯

(4)要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯(以下「要支援家庭等」という。)のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる場合

5 事業実施者は、第1項に定める利用料のほか、あらかじめ保護者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

6 利用者が、利用予定日に事業実施者が定めた期日までに連絡なく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ保護者の同意を得たうえで、その利用申込みの内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等(実費相当額を含む。)の額を上限として、保護者から当該利用料等を徴収することができる。

(管理者)

第14条 実施事業所の管理者は「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(令和7年2月12日 こ成保発第120号)の第3の2の(2)に定める研修を受講するよう努めること。

(乳児等通園支援従事者)

第15条 この事業に従事できる者(以下「乳児等通園支援従事者」という。)は次の各号に定めるものとする。

(1)保育士

(2)都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修等を修了した者

2 余裕活用型に従事できる者は各施設の配置基準で求められる職員とする。

3 事業実施者は乳児等通園支援従事者が本事業の意義・目的・仕組みを理解できるように研修の機会を設けること。

（配置基準）

第16条 一般型事業実施者は条例案で参照する「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号）（以下「国基準」という。）第22条に基づき、事業の利用こどもの年齢及び人数に応じ、専ら事業に従事する乳児等通園支援従事者を配置すること。

2 余裕活用型事業実施者は事業の利用こどもと実施施設の在園児数を合計し、国基準第25条に定める必要な保育士を配置すること。

（設備基準）

第17条 一般型事業実施者は国基準第21条に定める基準を遵守すること。

2 余裕活用型事業実施者は国基準第25条に定める基準を遵守すること。

（支援の内容）

第18条 事業実施者は国基準第23条に定める支援内容を遵守するとともに、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等の内容にも留意したうえで、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて支援を提供すること。

2 実施事業者は、利用こどもの育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画を作成するとともに、一人一人のこどもの実態に応じた指導計画の作成に努めること。

3 実施事業者は、利用こどもの育ちに関する記録を作成すること。

4 事業実施者は事業開始直後、一定期間、親子通園を実施することができる。ただし、親子通園の利用を本事業利用の条件としたり、長期間、実施してはならない。

5 事業実施者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市関係部署と協力し、関係機関との連携に努めること。

（給食の提供）

第19条 給食等の提供については、事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

（利用こども状況確認）

第20条 利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること

(状況報告)

第21条 事業実施者は、市長から実施状況等の報告を求められた場合には、市長に報告すること。

(効果検証)

第22条 事業実施者は事業の効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、必要に応じて市長に報告すること。

2 事業実施者は、市長が事業に関するアンケート、事業検証のための会議等を開催する際には積極的に協力すること。

(事故報告)

第23条 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知)」に従い、速やかに報告すること。

(個人情報の保護)

第24条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。また、個人情報漏洩等の事故が発生しないよう、回避ルールや緊急時の対応方針を策定、厳守するとともに、万が一、個人情報漏洩等のインシデントが発生した際には、速やかに市長に報告すること。

事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第25条 事業実施者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(負担金)

第26条 市長は、事業実施者に対して、「子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成28年7月20日府子本第474号)別紙の規定及び、「令和6年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和6年度補正予算分)分)の国庫補助について」(令和7年2月13日こ成保第129号)に準拠し、事業の実施に要した費用の一部を負担する。

(細則)

第27条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別途定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日より施行する。

(期間)

2 この要綱は令和8年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表1 利用料の上限額

単位	金額
こども 1 人あたり	300 円

別表2 利用料減免基準

区分	減免基準
生活保護世帯	利用料の 10 分の 10
住民税非課税世帯	利用料の 10 分の 8
市町村民税所得割合算額が7万 7、101 円未満の世帯	利用料の 10 分の 7
要支援家庭等のうち、市長がそのこども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる場合	利用料の 10 分の 5